

**令和5年度
第2回大田原市立中学校部活動
地域クラブ活動推進協議会**

会議資料

令和6年1月12日（金）
大田原市教育委員会

(1)

市立中学校部活動の
拠点校部活動の
実施について

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

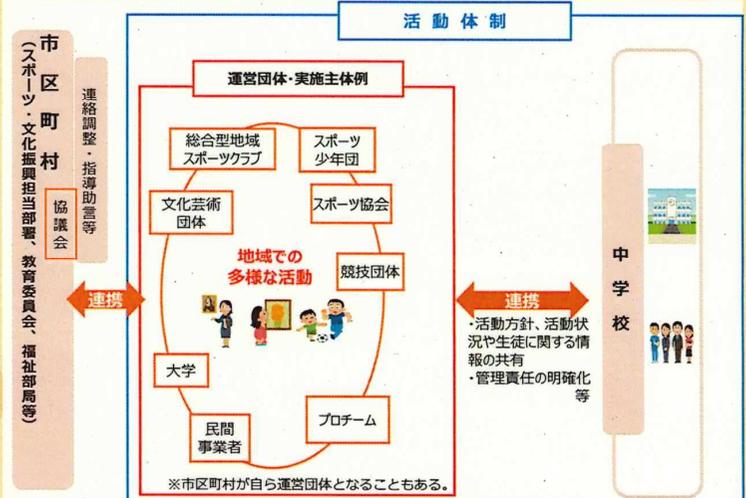
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

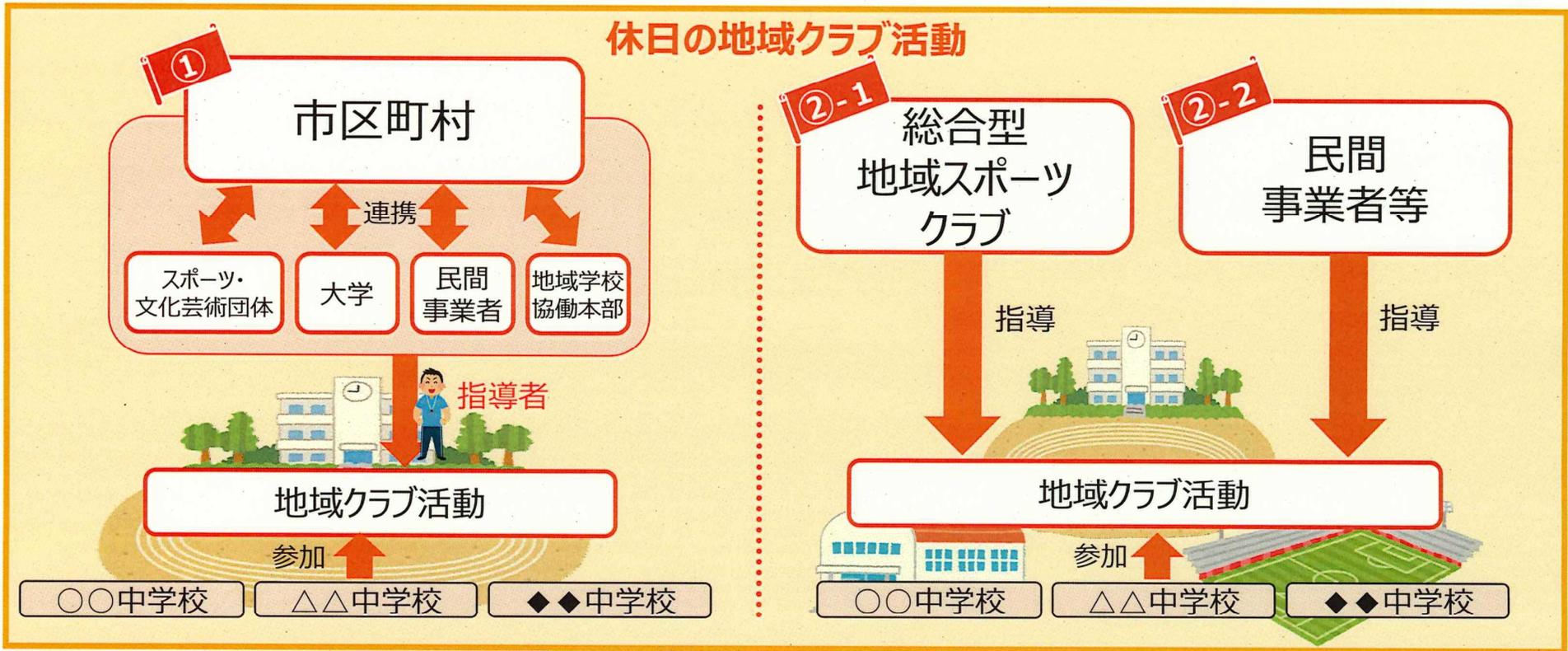
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

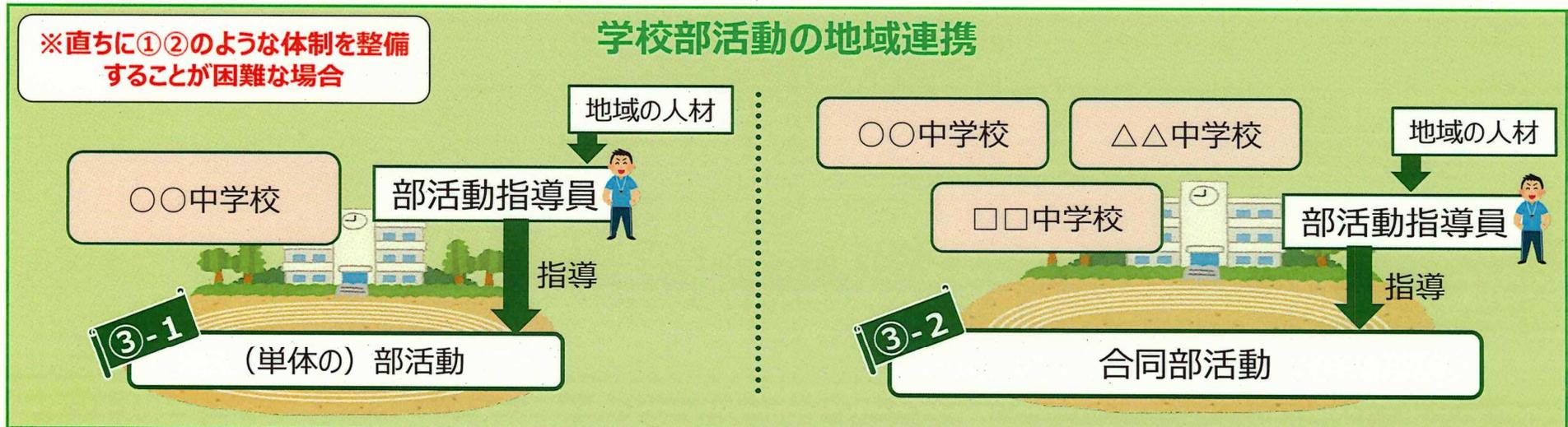


休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



大田原市立中学校部活動の地域連携、地域クラブ活動移行へのイメージ (令和6年度以降の3つの部活動スタイル)

1 従来型の学校部活動（地域連携）

学校部活動（地域連携）	
運営主体	なし
対 象	在籍校の生徒
主な指導者	教職員、部活動指導員、地域の指導者
活動場所	学校施設等
活動日	平日4日・休日1日
活動時間	平日2時間程度・休日3時間程度
費 用	用具費、交通費等の実費
補 償	災害共済給付

2 地域クラブ活動

地域クラブ活動	
運営団体 実施主体	①地方公共団体 市教育委員会（複数の地方公共団体の連携含む） ②多様な組織・団体 総合型スポーツクラブ、NPO法人、 市スポーツ協会、スポーツ少年団、 文化芸術団体、地域学校協働本部、保護者会等
対 象	地域の生徒
主な指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
活動場所	学校施設、公共施設等
活動日	平日4日 休日1日
活動時間	平日2時間程度 休日3時間程度
費 用	受益者負担（会費、用具費、交通費）
補 償	各種保険等
責 任	運営主体
指導者の報酬等	運営主体が報酬額を設定

3 広域部活動（拠点校部活動・合同部活動）

学校部活動の拠点校部活動（地域連携）	
運営主体	市教育委員会
実施主体	市立〇〇中学校
対 象	関係校の生徒
主な指導者 (引率・監督)	関係校教職員、部活動指導員、地域の指導者、 学校設置者承認及び校長承認のある外部指導者
活動場所	拠点校の学校施設等
活動日	平日4日・休日1日
活動時間	平日2時間程度・休日3時間程度
費 用	用具費、交通費等の実費
補 償	災害共済給付

学校部活動の合同部活動（地域連携）	
運営主体	なし
対 象	在籍校の生徒
主な指導者	教職員、部活動指導員、地域の指導者
活動場所	学校施設等
活動日	平日4日・休日1日
活動時間	平日2時間程度・休日3時間程度
費 用	用具費、交通費等の実費
補 償	災害共済給付

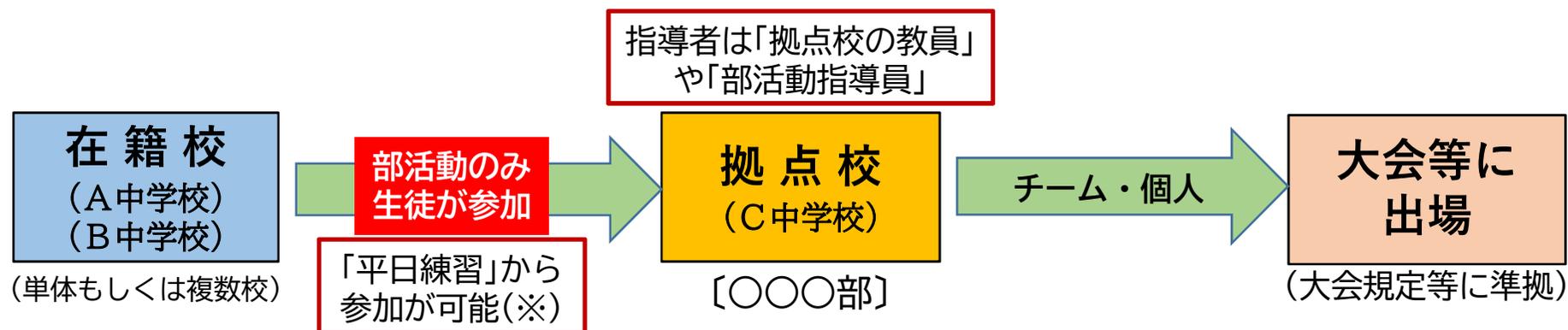
大田原市における拠点校部活動の実施

市内の中学校に通う生徒にとって望ましい部活動が展開されるよう、新しい部活動の在り方を創造する方策の一つとして
「拠点校部活動」を令和6年度から実施する



市内中学校の**休日の部活動**を段階的に「**地域クラブ活動**」へ移行していく

【本市の拠点校部活動】 〔在籍校に希望する部活動がない場合〕



※参加生徒の学校間の移動は、各学校間で適した交通手段等を用いる。
(保護者、デマンド交通、市内路線バス、タクシー、自転車 等)

市立中学校部活動の設置状況

部活動		大田原中	若草中	親園中	金田北中	金田南中	野崎中	湯津上中	黒羽中
1	陸上競技	男	○	特	特	特	特	特	特
		女	○	特	特	特	特	特	特
2	野 球	男	○	○	○	○	○	○	○
		女	○	○	○	○	○	○	○
3	バスケットボール	男	○	○	—	○	—	—	—
		女	○	○	—	—	—	—	—
4	バレーボール	男	—	—	—	—	—	—	—
		女	○	○	○	○	○	○	—
5	サッカー	男	○	○	—	○	○	—	—
		女	○	○	—	○	○	—	—
6	ソフトテニス	男	○	○	○	—	—	○	—
		女	○	○	○	○	—	○	○
7	卓 球	男	○	○	—	—	—	—	○
		女	○	○	—	—	—	—	○
8	水泳競技	男	○	特	—	—	—	—	—
		女	○	特	—	—	—	—	—
9	相 撲	男	兼	○	—	—	—	兼	—
		女	—	○	—	—	—	—	—
10	ソフトボール	男	—	—	—	—	—	—	—
		女	○	—	○	○	○	○	—
11	柔 道	男	○	—	—	—	—	○	○
		女	○	—	—	—	—	○	○
12	剣 道	男	○	○	○	○	○	○	—
		女	○	○	○	○	○	○	—
13	弓 道	男	○	—	—	—	—	—	—
		女	○	—	—	—	—	—	○
14	合 唱	男	○	特	特	特	特	特	特
		女	○	特	特	特	特	特	特
15	吹奏楽	男	○	○	—	—	—	○	—
		女	○	○	—	—	—	○	—
16	美 術	男	○	—	—	—	—	—	—
		女	○	—	—	—	—	—	—
17	文 化	男	○	○	○	○	○	—	○
		女	○	○	○	○	○	—	○

※「特」=特設部 ※「兼」=柔道部が大会に参加

令和6年度 拠点校部活動実施予定一覧

(令和5年12月8日 現在)

種 目	拠点校	在籍校	活動日時	活動場所	移動手段
バレーボール (女)	大田原中学校	野崎中学校	<p>【平日】 月・火・木・金 (2時間)</p> <p>【休日】 土日のどちらか (3時間)</p>	拠点校	<p>移動は各学校間で適した 交通手段等を用いる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者送迎 ・デマンド交通 (※) ・市内路線バス ・タクシー ・自転車 等 <p>※「若草中 ⇄ 金田北中」の利用 はできません。</p>
吹奏楽部 (男・女)	大田原中学校	野崎中学校			
相撲 (男・女)	若草中学校	相撲部が設置されて いない中学校			
バスケットボール (女)	若草中学校	金田北中学校			
吹奏楽部 (男・女)	若草中学校	金田北中学校 親園中学校			
ソフトボール (女)	親園中学校	若草中学校			
吹奏楽部 (男・女)	湯津上中学校	金田南中学校			
ソフトテニス (男・女)	黒羽中学校	金田南中学校			
柔道 (男・女)	黒羽中学校	金田北中学校			

【活動について】

- ・冬季期間等、活動時間が1時間を確保できない場合には、指導者や在籍校の拠点校部活動担当者が活動内容について相談します。

【移動手段について】

- ・費用は自己負担になります。
- ・デマンド交通を利用して移動できない学校（大田原中・若草中・金田北中・金田南中）は、12月開催の地域公共交通会議において追加になる見込みです。

【その他】

- ・生徒の入部希望状況等で、種目や拠点校・在籍校が増えることがあります。

令和6年度 大田原市立中学校拠点校部活動

生徒数の減少に伴い、生徒の興味・関心に応じた持続可能な部活動の設置と運営に困難が生じていることから拠点校部活動を実施します。
 拠点校部活動とは、**在籍する中学校に希望する部活動が設置されていない場合に**、拠点校として指定された中学校が参加希望する生徒を受け入れる方式の部活動です。

例

拠点校
ソフトボール部がある
A 中学校

在籍校
ソフトボール部がない
B 中学校

在籍校
ソフトボール部がない
C 中学校

小学校のときの友達と一緒に中学校生活を送って、希望する部活動をやりたい。

拠点校と在籍校の組み合わせについては両校で協議した上で、大田原市教育委員会が決定します。（令和6年度の組み合わせについては【別紙】参照）

○参加対象：原則として令和6年度入学の新1年生

参加にあたっての留意事項

【移動手段】 在籍校から拠点校への移動は保護者送迎や公共交通機関等での移動となります。	【費用負担】 用具や移動に係る費用等は自己負担となります。	【大会等参加】 大会や公式戦等の参加は各競技団体の規定によります。
【事故対応】 活動中及び移動中の事故・けがについては独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険が適用されます。	【活動方針】 拠点校の部活動の方針等及び大田原市の実施要項に則って活動します。	【実施期間】 拠点校部活動は長期的な実施に努めますが、原則1年ごとの実施（継続可）となります。

参加の手続き

在籍校と相談して参加申込書・保護者同意書を学校へ提出してください。
 【詳しくは大田原市のホームページ「大田原市拠点校部活動実施要項」参照】

拠点校部活動の円滑な運営に向けて保護者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

大田原市教育委員会
 学校教育課 学校教育係
 0287-23-3125

(2)

中学校休日部活動の
地域移行の先行事例
について

① 総合型地域スポーツクラブ（栃木県佐野市）

事業の概要（地域運動部活動推進事業）

基本情報	①中学校数：9校 ②生徒数：2,675名 ③部活動数：96部活（R4年4月末時点）
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒(部員)数や教員(顧問)数の減少により、部活動の数をこれまで通り維持することが困難になり、休廃部に至る可能性がある。部活動の休廃部により生徒が希望する種目を選択できない状況が見込まれる。また、専門的な指導のできる顧問教員の異動により、それまで活発に行ってきた部活動が停滞することがある。 ・部活動は、教員の長時間勤務の大きな要因であり、また、指導経験のない教員には多大な負担となっているため、教員の負担軽減を考慮した適切な指導体制づくりが必要である。 ・学校部活動が教育活動において果たしてきた意義や役割などの成果を地域部活動へ移行する際も継続できるように地域指導者を対象にした研修会（事故・セクハラ・体罰防止含む）を開催するなどして資質向上に努めていく必要がある。 ・顧問や地域指導者が一貫した指導方針で指導に当たれるよう連携できる体制づくり、多様な競技種目における地域指導者の確保、学校教員に頼らない学校施設の管理体制（校舎等の会場や施設）づくりも必要である。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる運動部活動顧問の時間外勤務総時間数が削減できるようにする。 ○指導を希望する教員が兼職兼業により、指導に当たれる仕組みづくりを進める。 ○専門的な技術指導による生徒の意欲や技術の向上を図る。 ○教員の負担感の軽減を図る。 ○中学生のスポーツ活動を地域が担える指導体制づくりを進める。 ○学校が関わらない地域主体の指導体制づくりを進める。
運営体制	<p>The diagram illustrates the operational system. On the left, a green rounded rectangle contains the ためまアスレチッククラブ (運営団体) (Tamama Athletic Club, Operating Entity), which handles recruitment and dispatch of instructors and administrative tasks. In the center, a white box represents 田沼東中学校 (拠点校) (Tadanohigashi Junior High School, Base School), which has 11 sports clubs. On the right, three red-bordered boxes represent administrative bodies: 栃木県教育委員会事務局 (Nagano Prefectural Board of Education Secretariat), 佐野市教育委員会事務局 (Sano City Board of Education Secretariat), and 佐野市スポーツ推進課 佐野市文化推進課 (Sano City Sports Promotion Course / Sano City Cultural Promotion Course). Arrows indicate the flow of support and collaboration: '指導者の依頼' (Request for instructors) from the school to the club; '休日の部活動の指導' (Guidance of club activities on weekends) from the club to the school; '連携' (Collaboration) from the city board of education to the school; and '再々業務委託' (Repeated business delegation) from the city board of education to the club. The prefectural board of education is linked to the city board of education via '再委託契約' (Re-delegation contract) and '連携' (Collaboration).</p>

① 総合型地域スポーツクラブ（栃木県佐野市）

佐野市における地域クラブ活動の実施状況（R3～4年度）

先行実践校 (拠点校)	佐野市立田沼東中学校 【生徒数】337名（1年：109名、2年：122名、3年：106名） 【学級数】1年：3学級、2年：4学級、3学年：3学級、特支：2学級
活動回数	土・日・祝日のうち、月2回を地域指導者により指導（20回／年）
実践種目	陸上競技、サッカー部、バレーボール部（男女）、バスケットボール（男女）、ソフトテニス（男女）、卓球（男女）、剣道、吹奏楽 ※ 休日に活動しているすべての部活動を対象
指導者	「特定非営利活動法人 たぬまアスレチッククラブ」の指導員等（地域指導者） （謝金単価：一人当たり1,500円／時間）
費用負担	国・県指定のモデル事業であるため現在のところ保護者負担はない
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問と地域指導者の連携により活動が円滑に行われた ・生徒が地域指導者の指導について好意的にとらえていた ・顧問の負担軽減を図ることにつながった ・地域部活動の実施体制のモデルの構築が進められた 等
課題	安全管理、施設・設備の管理、個人情報管理、顧問と地域指導者の連携 等
今後の予定	市内の中学校・義務教育学校に拡充していく

① 総合型地域スポーツクラブ（栃木県佐野市）

佐野市における地域クラブ活動の実施状況（R5年度）①

目 標	<p>【基本目標】 学校と地域との連携により、生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整備する。</p> <p>【活動目標】 令和8(2026)年度の本格稼働を目指し、佐野市立中学校・義務教育学校(後期課程)のすべての部活動について、休日の部活動の半分程度を地域クラブ活動に移行する。</p>																																																
方向性	<p>(1) 生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保</p> <p>(2) 部活動の地域移行を核とした地域スポーツ活動・地域文化芸術活動の更なる推進</p> <p>(3) 教員の長時間労働の解消</p>																																																
運営団体	特定非営利活動法人 たぬまアスレチッククラブ																																																
先行実践校	<p>① 佐野市立田沼東中学校 【生徒数】 341名（1年：110名、2年：109名、3年：122名） 【学級数】 普通：10学級 特支：2学級 【教員数】 30名</p> <p>② あそ野学園義務教育学校【生徒数】 259名（1年：101名、2年：89名、3年：69名） (後期課程) 【学級数】 普通：8学級 特支：3学級 【教員数】 24名</p>																																																
対 象	休日に活動する全運動部・文化部すべての部活動を対象																																																
活動日	<p>休日の月2回程度（5月～2月までの20回） ※ 一方の学校が学校行事等で活動できない場合、もう一方の学校ができれば実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校部活動 (学校教育)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 学校</td> <td>2 学校</td> <td>3 地域</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>★平日及び地域ク ラブ活動を実施 しない休日</td> <td>5 学校</td> <td>6 学校</td> <td>7</td> <td>8 学校</td> <td>9 学校</td> <td>10 学校</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>★1回あたり平日 2時間、休日3 時間程度の活動</td> <td>12 学校</td> <td>13 学校</td> <td>14</td> <td>15 学校</td> <td>16 学校</td> <td>17 地域</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>※平日の活動時間 は季節により異 なる。</td> <td>19 学校</td> <td>20 学校</td> <td>21</td> <td>22 学校</td> <td>23 学校</td> <td>24 学校</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>26 学校</td> <td>27 学校</td> <td>28</td> <td>29 学校</td> <td>30 学校</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>中学校部活動の休養日 ★週2日以上 ・平日：1日以上 ・週末：1日以上</p> <p>地域クラブ活動(社会教育) ★各月、休日(土・日・祝日)の2回程度 ★実施日については活動施設の状況や地域指導者の予定等により調整 ★1回あたり3時間程度の活動</p>		月	火	水	木	金	土	日	中学校部活動 (学校教育)				1 学校	2 学校	3 地域	4	★平日及び地域ク ラブ活動を実施 しない休日	5 学校	6 学校	7	8 学校	9 学校	10 学校	11	★1回あたり平日 2時間、休日3 時間程度の活動	12 学校	13 学校	14	15 学校	16 学校	17 地域	18	※平日の活動時間 は季節により異 なる。	19 学校	20 学校	21	22 学校	23 学校	24 学校	25		26 学校	27 学校	28	29 学校	30 学校		
	月	火	水	木	金	土	日																																										
中学校部活動 (学校教育)				1 学校	2 学校	3 地域	4																																										
★平日及び地域ク ラブ活動を実施 しない休日	5 学校	6 学校	7	8 学校	9 学校	10 学校	11																																										
★1回あたり平日 2時間、休日3 時間程度の活動	12 学校	13 学校	14	15 学校	16 学校	17 地域	18																																										
※平日の活動時間 は季節により異 なる。	19 学校	20 学校	21	22 学校	23 学校	24 学校	25																																										
	26 学校	27 学校	28	29 学校	30 学校																																												
指導者	たぬまアスレチッククラブ指導員を各部に2名配置																																																

① 総合型地域スポーツクラブ（栃木県佐野市）

佐野市における地域クラブ活動の実施状況（R5年度）②

活動形態・活動場所・活動内容等	部活動	田沼東		あそ野	
		活動形態	(活動場所)	活動形態	(活動場所)
	陸上競技部	地域クラブ（市陸上競技場）			
	バスケットボール(男子)	地域クラブ+部活動	(館林二中)	設置なし	
	バレーボール（女子）	学校部活動	(赤見中)	学校部活動	(あそ野)
	ソフトテニス（女子）	学校部活動	(館林二中)	学校部活動	(あそ野)
	卓球（男子）	学校部活動	(田沼東)	部活動休み	
	吹奏楽	学校部活動	(田沼東)	学校部活動	(あそ野)
	野球	設置なし		部活動休み（日曜日実施）	
	バスケットボール(女子)	地域クラブ+部活動（あそ野）			
	バレーボール（男子）	学校部活動	(大平中)	設置なし	
	サッカー	地域クラブ（あそ野）			
	ソフトテニス（男子）	地域クラブ（市コート）			
	卓球（女子）	地域クラブ	(田沼東)	地域クラブ	(あそ野)
	剣道	地域クラブ（田沼東）			

① 総合型地域スポーツクラブ（栃木県佐野市）

佐野市における地域クラブ活動の実施状況（R5年度）③

その他の取組

① 陸上競技部の市立中学校・義務教育学校全校合同の地域移行実施

- 運営団体：特定非営利活動法人 たぬまアスレチッククラブ
- 対象：休日に活動する市立中学校・義務教育学校(後期課程)の陸上競技部
(対象生徒：8校全校・200名程度)
- 活動日：実施状況①の活動日と同様
- 指導者：たぬまアスレチッククラブ指導員を7名配置
- 活動場所：佐野市運動公園陸上競技場

② 部活動地域移行コーディネーターの配置

- 目的：部活動地域移行を推進させるために、市内のスポーツ団体・文化団体の活動状況の把握やヒヤリング、運営団体と各学校との連絡調整、その他部活動地域移行に関する業務をメインとする「会計年度任用職員」を配置している。

③ 部活動地域移行推進協議会の開催

- 目的：令和8年度に市内全校の地域移行に向けて「部活動地域移行推進計画《佐野モデル》」を令和6年3月に策定するため
- 委員：学識経験者、各種スポーツ及び文化団体、PTA、学校の代表
- 開催：（第1回）5月25日 （第2回）8月4日 （第3回）9月下旬

④ アンケートの実施・分析

- 目的：部活動地域移行推進計画《佐野モデル》を策定する際の資料
- 対象：市立中学校・義務教育学校（後期課程）の全保護者・全生徒・全教職員

① 総合型地域スポーツクラブ（栃木県佐野市）

成果と課題

成 果

【実践校の校長】

- ・部活動の地域移行実現については懐疑的な見方もあるが、今般の部活動を巡り様々な課題を鑑みると、地域移行は確実に進めなければならない。
- ・少子化の影響により縮減が余儀なくされる中学校部活動の地域移行により、生徒たちのスポーツや文化活動の機会を確保していくことは重要である。
- ・部活動指導が教員の長時間勤務の大きな要因であることから、部活動の地域移行は、生徒・教員それぞれに大きなメリットがある。
- ・将来的には平日もできることが望ましいが、現状を考えると完全な地域移行はできないため、月2回の地域移行は現実的な対応であり、取組として市全体に広げていただきたい。

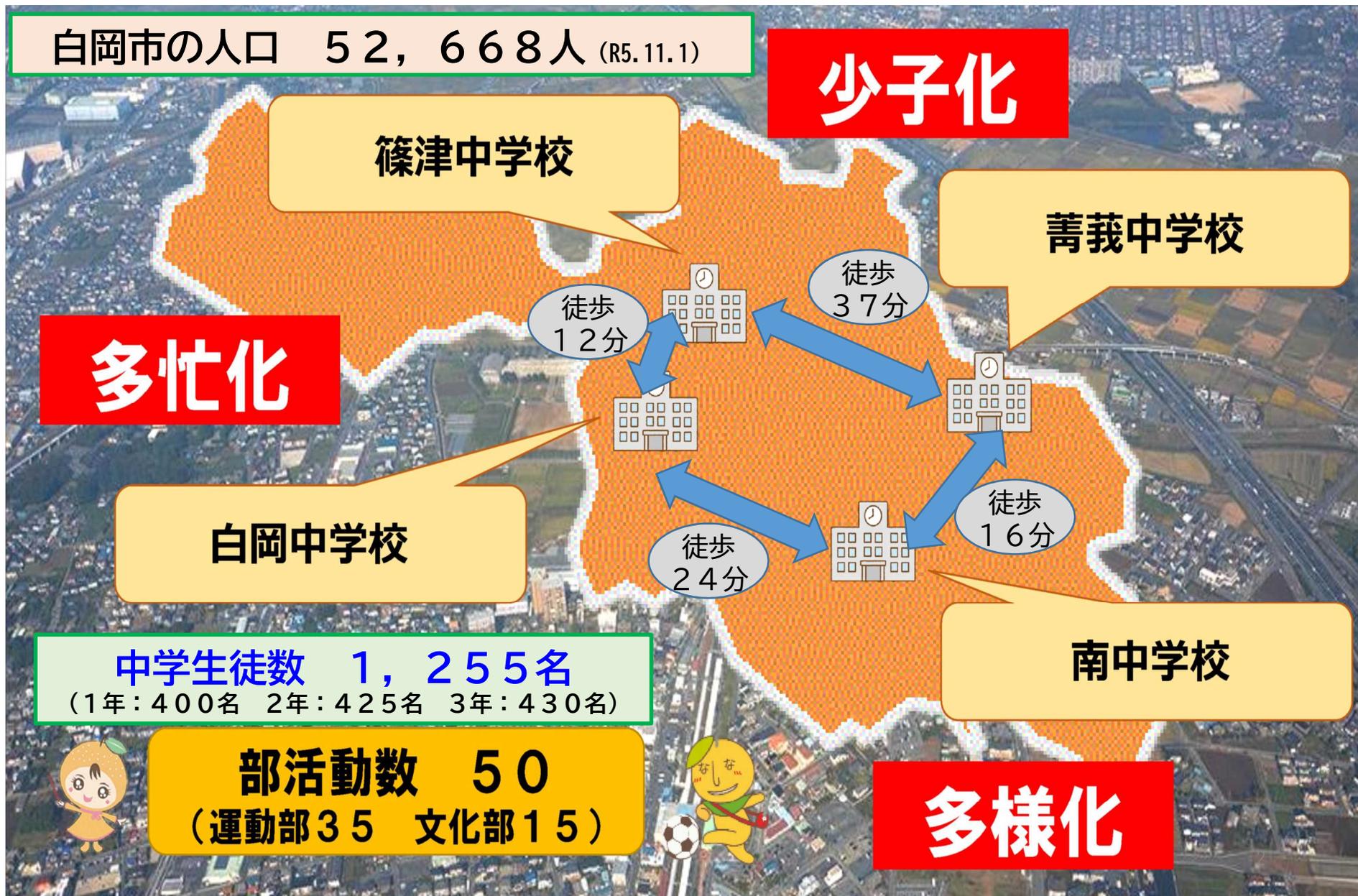
【教員・生徒・地域指導者】

- ・休日を自分の時間にできたり、公務を進めたりする時間に充てることができた。
- ・生徒の技能が向上し、平日の部活動への意欲が向上した。
- ・地域部活動指導者の指導を参考に、自身の指導技術も向上した。

課 題

- ・地域移行の受け皿となる総合型地域スポーツクラブ等の団体がすべての地域にあるわけではない。⇒「受け皿となる団体の確保」
- ・学校施設の管理は解決困難な課題であり、休日に必ず教員がいなければ地域クラブ活動が実施できないのであれば、部活動改革は進まない。
- ・教員と地域指導者との打ち合わせの時間の確保や、指導者間の指導観の違いのすり合わせに戸惑いを感じた指導者がいた。
- ・活動欠席や荒天などの対応において、生徒や保護者への連絡方法には課題がある。
- ・兼職兼業の申請により教職員が指導することは可能であったが、申請する教職員はいなかった。→ 国の基準(時間外勤務：単月100時間、複数月平均80時間以内)をクリアすることは難しい。
- ・地域クラブ活動は学校教育ではないことから、手当や補償の在り方を定め、教員が安心して地域クラブ活動に協力できるようにする必要がある。
- ・合同部活動や拠点校部活動を実施する場合、地域クラブ活動の実施が複雑になる心配があるため、中学校体育連盟とも連携し、大会出場の在り方と地域部活動の関係を整理する必要がある。

② 行政主導型（埼玉県白岡市）



② 行政主導型（埼玉県白岡市）

	篠津中学校		菁莪中学校		南中学校		白岡中学校	
運動部	軟式野球	男子			軟式野球	男女	軟式野球	男女
					ソフトボール	女		
	サッカー	男女			サッカー	男女	サッカー	男女
	バスケットボール	男女	バスケットボール	男女	バスケットボール	男女	バスケットボール	男女
	バレーボール	女			バレーボール	女	バレーボール	女
			卓球	女	卓球	男	卓球	男女
	ソフトテニス	男女	ソフトテニス	男女	ソフトテニス	男女	ソフトテニス	男女
	バドミントン	女						
	剣道	男女			剣道	男女	剣道	男女
					陸上	男女		
文化部	吹奏楽	男女	吹奏楽	男女	吹奏楽	男女	吹奏楽	男女
	美術	男女	美術	男女	美術	男女	美術	男女
	情報技術	男女						
	文芸	男女						
			創作	男女				
					科学	男女		
					家政	男女		
							技術コンピュータ	男女
						茶華道	男女	

② 行政主導型（埼玉県白岡市）

白岡市の特徴的なスポーツ環境

○総合型地域スポーツクラブ

- ・篠津小総合クラブ
- ・NPO法人白岡Sport-Verein
- ・NPO法人SHIRAKAK'sフットボールクラブ

○白岡市体育協会

- ・野球連盟・ソフトボール協会・バレーボール連盟・卓球連盟・サッカー協会
- ・剣道連盟・ソフトテニス連盟・バドミントン連盟・テニス協会・陸上競技協会
- ・グラウンドゴルフ連盟・ボウリング連盟

○スポーツ少年団

- ・野球・ソフトボール・バスケットボール・バレーボール・サッカー・空手
- ・剣道・バドミントン

○埼玉西武ライオンズと連携協力に関する基本協定

○アダプテッド・スポーツ（障害者スポーツ）

○民間スポーツクラブ

- ・陸上・卓球・なぎなた・ラグビー・ダンス・水泳・ソフトテニス 等

○部活動ボランティア指導員 16名

② 行政主導型（埼玉県白岡市）

中学校部活動と地域クラブ活動の比較

	中学校部活動	地域クラブ活動
位置付け	<u>学校管理下の教育活動ではあるが</u> <u>教育課程外の活動</u>	<u>学校管理下外の活動</u>
活動内容	<u>生徒による主体的な活動</u>	<u>生徒による主体的な活動</u>
指導者	教職員	地域クラブ活動指導員 ※教職員の場合は兼職
活動日数	平日4日以内／土日1日以内	休日週2日以内 ※中学校部活動と合わせて週5日以内
活動場所	学校施設	学校施設・公共施設
鍵の管理	学校（教職員）	管理団体 （地域クラブ活動指導員）
手当・謝金	2,700円／1日 （休日 2時間1分以上）	2,000円／1時間 ※原則、1日3時間以内
生徒の保険	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度	スポーツ安全保険
指導者の保険	労務災害 等	スポーツ安全保険
責任の所在	校長、設置者	管理団体、設置者

② 行政主導型（埼玉県白岡市）

白岡市地域クラブ活動一覧

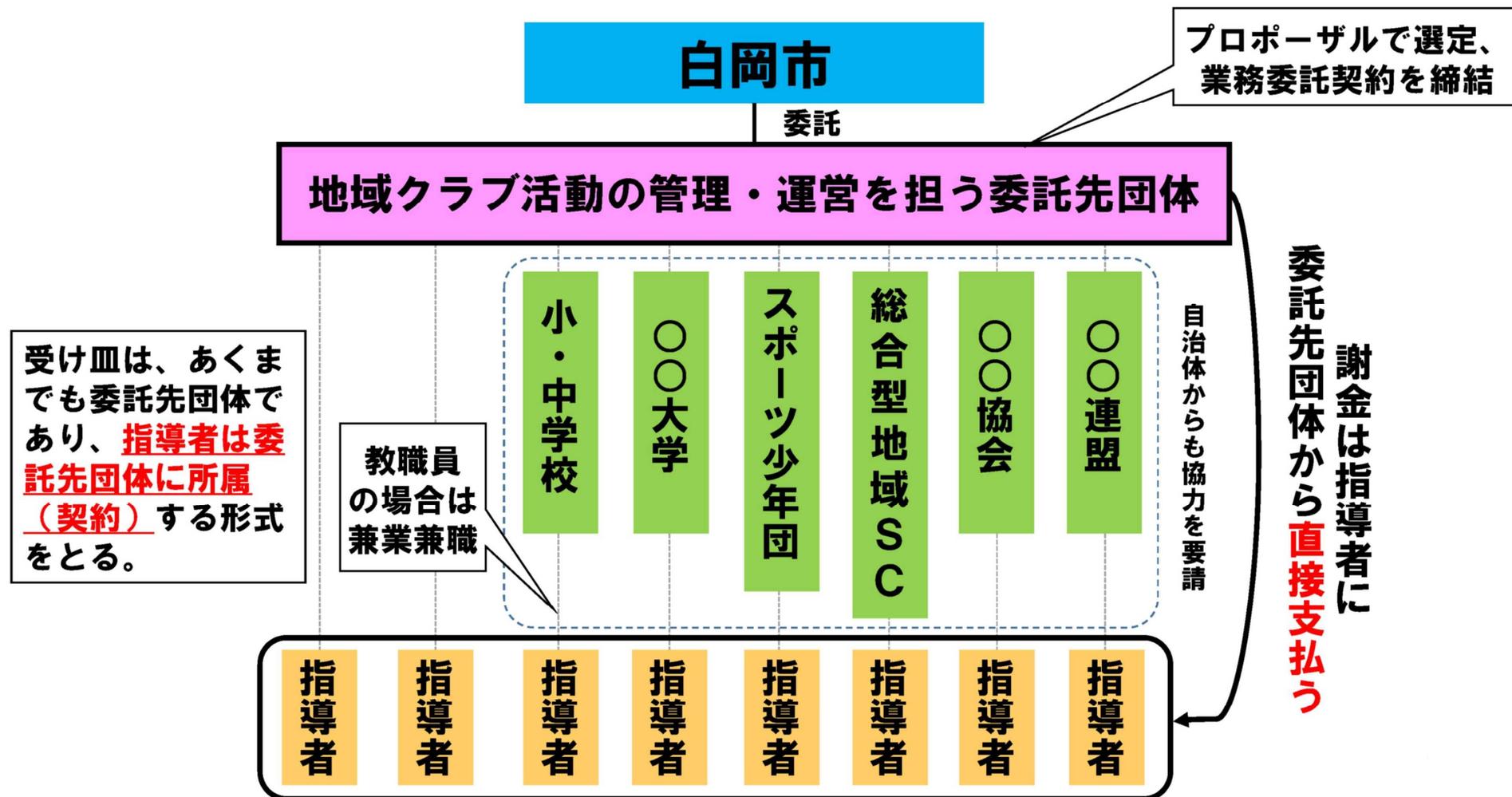
【～令和5年度（10月まで）】

運動部			
菁莪中学校	男子ソフトテニス部	南中学校	ソフトボール部
	女子ソフトテニス部		陸上部
	男子バスケットボール部		女子ソフトボール部
	女子バスケットボール部		女子卓球部
	女子卓球部	文化部	
※市内4校	南中学校合同剣道部	※市内4校	合同吹奏楽部（パート別）
	合同ダンス部		合同プログラミング部

※「新人戦」が終わる時期（9月～10月）を一つの区切りと考えている。

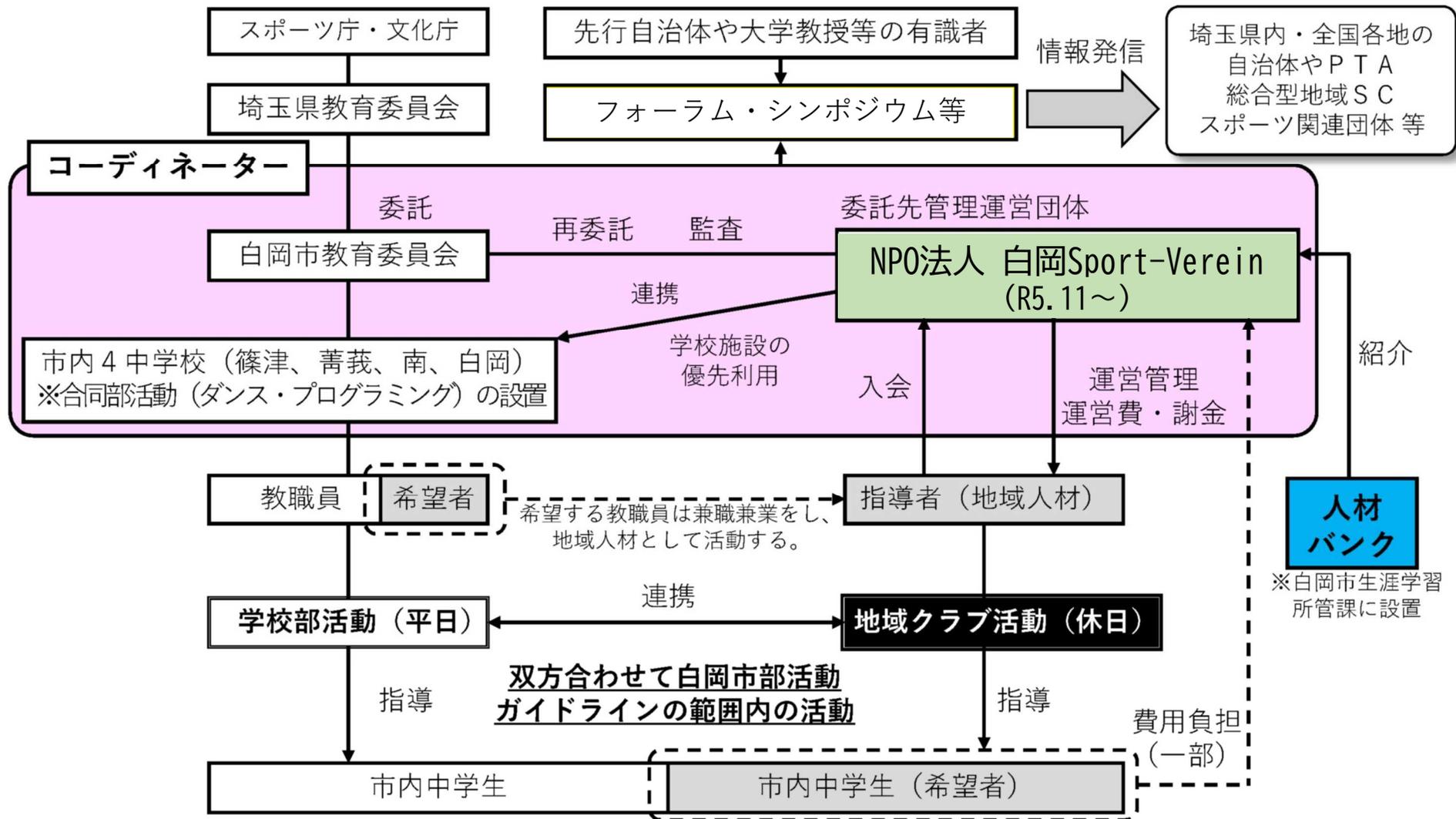
② 行政主導型（埼玉県白岡市）

地域クラブ活動における管理・運営のイメージ



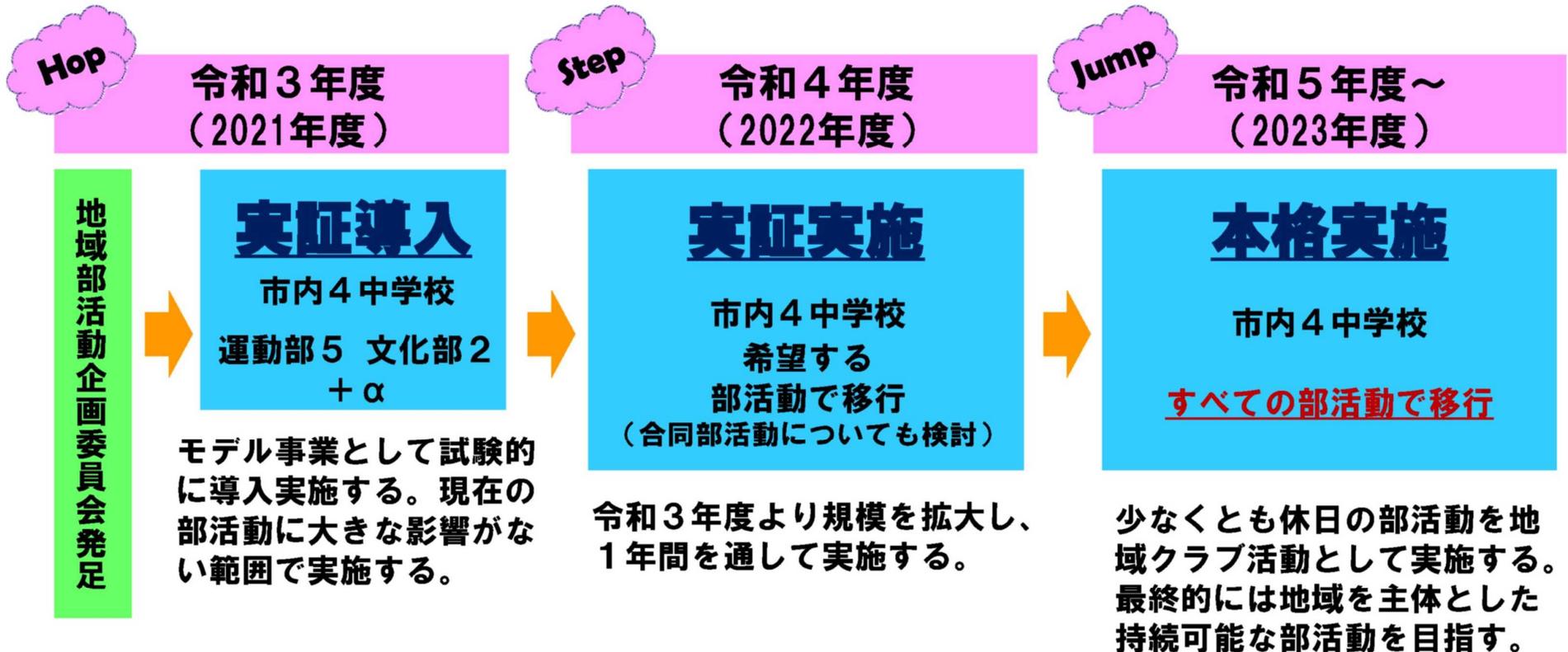
② 行政主導型（埼玉県白岡市）

地域クラブ活動の設置イメージ図



② 行政主導型（埼玉県白岡市）

地域クラブ活動の展開イメージ



中学校部活動：中学校の教職員が指導者（顧問）となる現行の部活動

地域クラブ活動：地域人材が指導者（コーチ）となる部活動 ※これまでの外部指導者とは違い、中学校の教職員が立ち会わなくても単独で指導が可能となる。地域人材として地域のクラブチームの指導者や保護者、退職教職員の他、現役の小・中学校の教職員が兼職兼業として指導にあたることも考えられる。

② 行政主導型（埼玉県白岡市）

課題と成果 ①

① 委託先団体（受け皿）について

- ・学校や生徒保護者との連携を重視した運営により、教職員の負担軽減等において成果が上げられた。
 - ・学校ごとの事情に沿った対応や各部活動顧問との調整など、委託先と現場との調整を丁寧に対応するほど難しくなる。
 - ・ボランティア意識が強く、契約を請け負う事業者としての意識や責任感がやや弱いことが課題として残る。
- 事業規模が拡大するにつれて負担が大きく、将来的に（30クラブ+α）受けを得なくなるため、民間企業も含めて責任を持ってもらえる事業者を選定

② 指導者について

- ・小中学校の教職員による兼職兼業はかかせない。
- ・部活動ボランティア指導員（外部指導者）から地域クラブ活動の指導者として配置することで、学校・生徒・保護者への大きな混乱はなくスムーズな形で実施可能となった。
- ・指導者の数・質の確保とそのマッチング。評価システムや研修制度の構築。

○指導者資格と指導者研修制度の必要性

○公認スポーツ指導者資格（J S P O）の活用

教職員にとってはハードルが高い

③ 活動時間及び活動日数について

- ・白岡市独自の部活動ガイドラインを策定し、地域クラブ活動へ移行した部活動については、土日の実施を認めたことで、その分平日の部活動に係る教職員の負担が軽減になった。

※ 国のガイドラインとは異なりあくまでも試験的に実施

○教職員組合は白岡市独自のガイドラインに反対 ⇒ そもそも切り離さないと改革にならない

④ 教職員の兼職兼業について

- ・地域クラブ活動の指導をしたい教職員は一定数おり、兼職兼業を認めている。
→ 負担に感じる教職員は、同調圧力にならないよう世論レベルの意識改革が必要
- ・本来の業務へ影響が生じることなく、心身に荷重な負担とならないようにすることが必要となる。

○現行の特殊勤務手当（部活動手当）や兼職兼業による確定申告等の視点を含めたガイドラインの必要性

② 行政主導型（埼玉県白岡市）

課題と成果 ②

⑤ 施設・用具の管理について

- ・地域クラブ活動は学校管理下外となるが、学校施設の優先的な活用について、学校施設や生涯学習の所管課と調整の上、施設の貸し出しや施錠管理をしており、現時点で特に大きな問題は起きていない。
 - ・活動時に破損等が発生した場合に、修繕や新たな補充等の対応について調整が困難となることが懸念。
 - ・合同クラブ活動が実施された場合には、場所の確保や施設の管理、責任の所在等において調整が必要。
 - ・学校の施設開放における他の団体等との調整について、不公平感が生じないようにする必要がある。
- 開かれた学校にもつながり地域としては好印象だが、学校を管理する立場としては負担が増える

⑥ 大会・コンクールの在り方について

- ・日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認（R4.12月）
 - ・埼玉県中体連は、大会参加は学校単位が原則であるが、日本中体連が参加資格を緩和したことを受け、埼玉県においても一定の条件を設定した上で特例としての参加を認める。
 - ・大会やコンクールの成績が高等学校等の調査書に示されることへの生徒や保護者の不安感
- 地域は学校対抗の意識がいまだに根強い

⑦ 受益者負担と保険料について

- ・活動内容や時間、指導者の人数や資格等によりクラブ活動ごとに会費等の額が変わることに対する不公平感
 - ・経済的に困窮する家庭に対する支援についての検討が必要
 - ・保険内容について、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度との違いについて保護者への理解が必要
- 受益者負担額は月1,500円が限界か？残りは行政負担かスポンサーが必要？
- 塾や習い事（クラブチーム）と何が違うか？ ⇒ 教育活動として実施

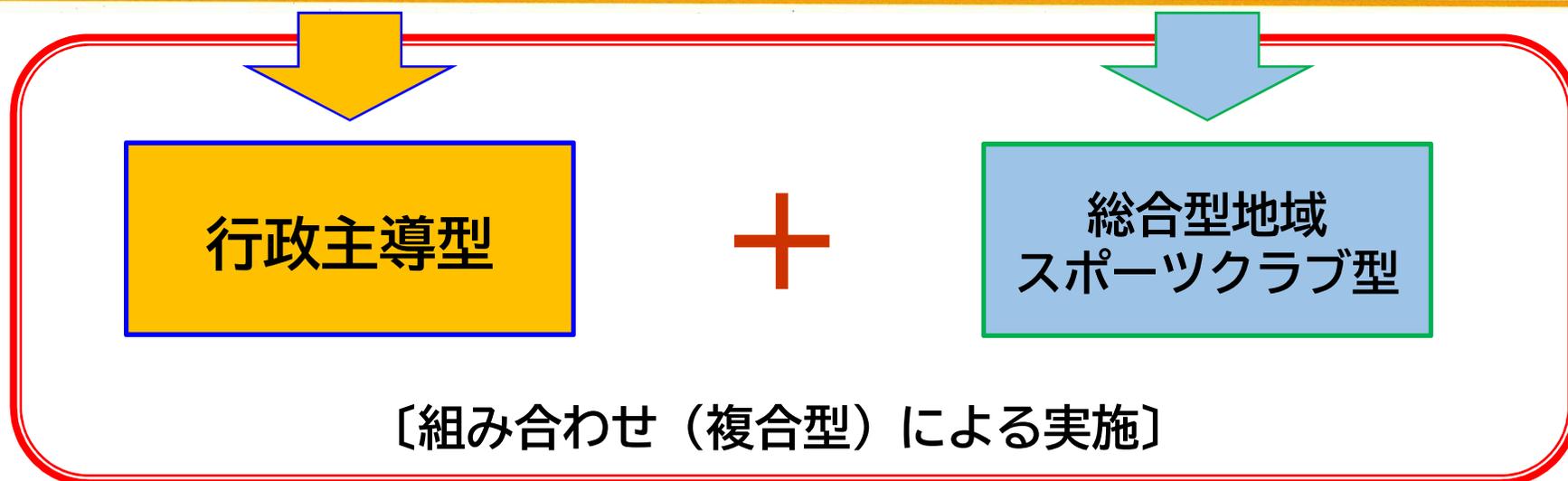
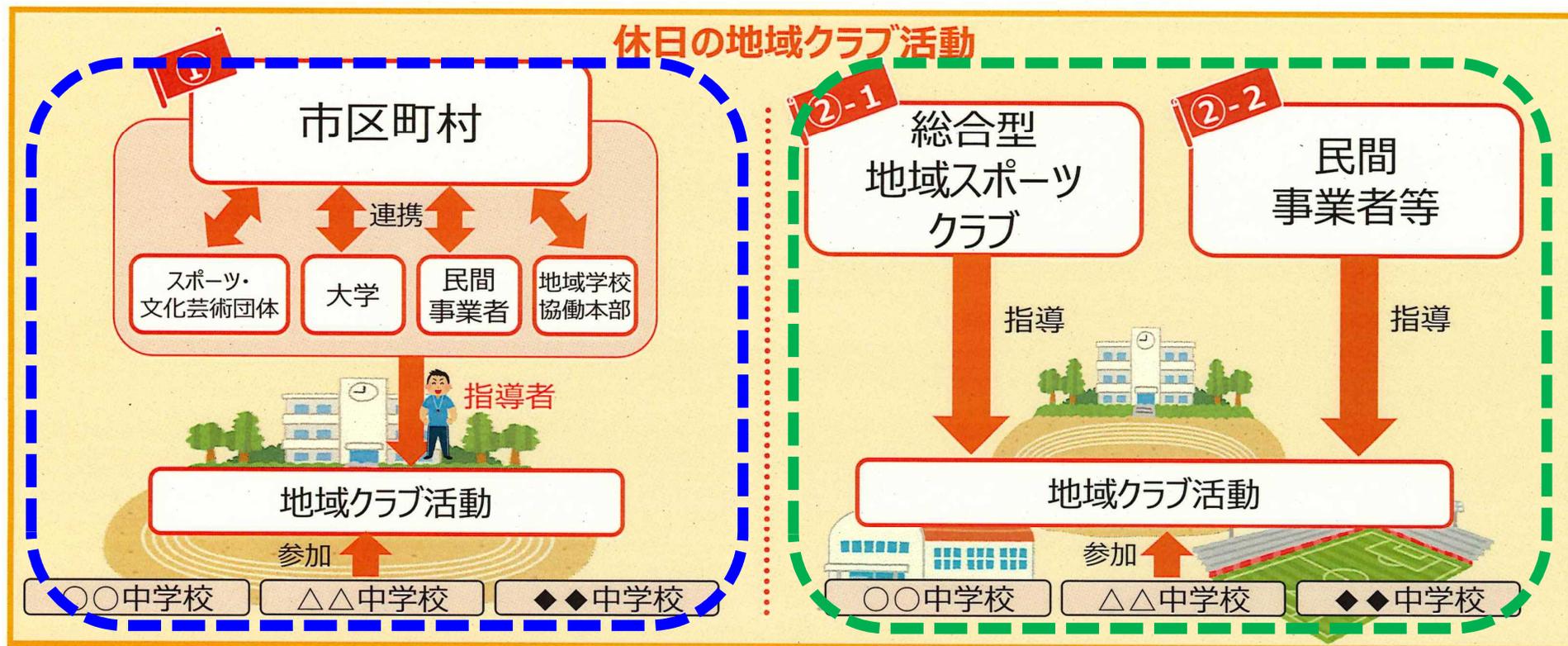
⑧ その他

- 個人情報共有と管理 → 学校・教育委員会が保有する情報の提供
- 委託先団体との契約 → 単年度・長期・複数年度契約、指定管理者制度、協定、例規制定等
- 地域クラブ活動の展開手順 → 段階的な移行の場合、受益者負担等について不公平感が生じる
- 関係団体等との連携 → 立場や考え方に相違があるため、ガイドラインなどの整備が必要

(3)

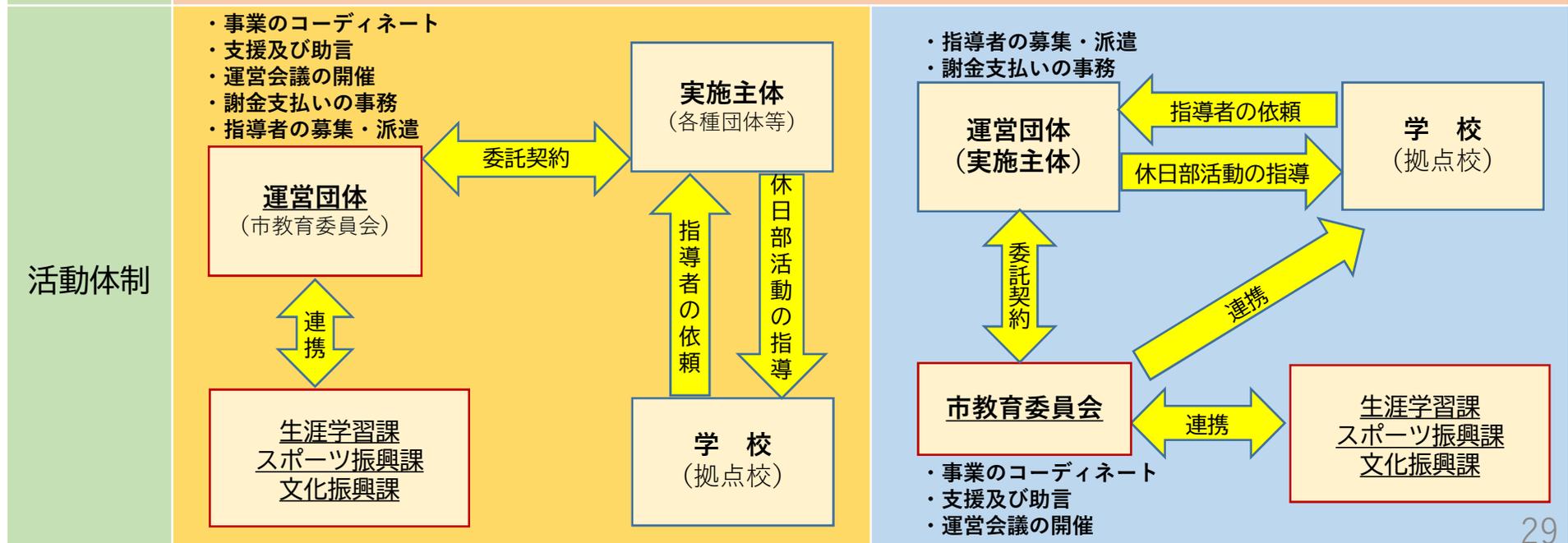
市立中学校休日部活動
の地域移行の方向性
について

本市における中学校休日部活動の地域移行の方向性について①



本市における中学校休日部活動の地域移行の方向性について②

	行政主導型	総合型地域スポーツクラブ型
運営団体	市教育委員会	総合型地域スポーツクラブ
実施主体	市スポーツ協会、市スポーツ少年団、NPO法人、 競技団体（連盟等）、文化芸術団体、 地域学校協働本部、保護者会 等	総合型地域スポーツクラブ
指導者	各種団体に所属する地域の指導者 （一部教員の兼職兼業）	スポーツクラブに所属する地域の指導者 （一部教員の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）	
場 所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体等が有する施設 等	
費 用	会費、用具、交通費等の実費	
補 償	スポーツ安全保険 等	



(4)

今後のスケジュール
について

市立中学校休日部活動の地域移行に向けてのスケジュール

年度	月	実施事項	状況	各中学校の対応	
R 5 (2023)	5	○各中学校訪問（市の方向性の説明及び課題の聞き取り等）	完了		
	6	○R 5 第1回教育部内連携会議	終了	・先進地視察（八王子市）	
	7	○小学生（4・5・6年）に対する中学校部活動等に関する調査	完了		
	8	○小学生部活動等調査結果集計及び結果送付	完了		
	9		○各中学校への訪問 （地域移行への課題の聞き取り及びR 6年度以降の部活動適正設置及び 広域部活動【拠点校部活動・合同部活動】に関する意向確認等）	完了	・小学生部活動等調査結果の確認
			○R 5 第2回教育部内連携会議	終了	
			○R 5 第1回中学校広域部活動調整会議	終了	
	10		○「大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会」設置	完了	
			○R 5 第1回地域クラブ活動推進協議会	終了	
			○R 5 第2回中学校広域部活動調整会議	終了	
			○部活動指導員配置事業	完了	・令和6年度予算計上済（3月議会）
	11		○R 5 第3回中学校広域部活動調整会議 ○地域クラブ活動先進地視察（担当者）	終了 終了	・新入生説明会等への対応 ・先進地視察（佐野市・白岡市(埼玉県)）
12		○R 5 第3回教育部内連携会議	終了		
1		○R 5 第2回地域クラブ活動推進協議会 ○第2回小学生部活動等調査の実施			
2		○「(仮)大田原市立中学校広域部活動実施要項」作成			
3		○「大田原市立学校に係る部活動の方針（第2版）」改訂			
R 6 (2024)	4	○R 6 第1回教育部内連携会議 ○R 6 第1回地域クラブ活動推進協議会 ○部活動指導員配置事業開始		・HPへの部活動内容掲載 ・拠点校部活動申請 ・学校検討委員会の設置（必要に応じて）	
	9	○R 6 第2回地域クラブ活動推進協議会 ○R 6 第2回教育部内連携会議 ○「地域クラブ活動推進計画」作成			
	1	○R 6 第3回教育部内連携会議		・新入生説明会等の対応	
R 7 (2025)	4	（適宜）○教育部内連携会議 ○地域クラブ活動推進協議会		・年度中に一つ以上の休日部活動を地域移行	

- ・保護者、地域、指導者等への広報活動や説明会は、方向性が定まり次第、適宜実施する。
- ・必要に応じて、保護者、児童生徒及び教職員対象の調査を実施する。
- ・今後、検討を進めた上で、指導者に対する説明会や研修会を実施する。
- ・教職員の兼職兼業届等は、県教育委員会や那須地区管内で連携しながら準備を進める。

(5)
その他

(5) その他